

# HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム  
株式会社ヒューマン・プライム  
東京都中央区日本橋人形町 1-18-9  
ATビル 5F 〒103-0013  
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052  
MAIL.info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## 改正職業安定法成立に伴い『指針』を大幅改正

労働新聞 5/15 付

### 固定残業代の計算方法明示

今回の通信では改正職業安定法成立に伴い、労働条件を明示する為の指針の大幅改正（平成30年1月1日から適用）に関する記事をピックアップしました。  
この指針改定によって固定残業代にかかる計算法、固定残業代を除いた基本給の額、固定残業時間を超えて残業をした場合の計算法などを、労働

厚生労働省は、今通常国会で改正職業安定法が成立したに伴い、職業紹介事業者や求人企業などが求職者に対して適正に労働条件を明示するための「指針」を大幅改正する。指針案によると、求人企業が固定残業代制度、みなし労働時間制度を採用している場合、これを明示しなければならない。紹介時に明示した労働条件を変更・追加するときは、対照することができると望ましいなどとしている。適用は平成30年1月1日。

### 「指針」を大幅改正へ

―厚労省・職業紹介適正化―

### 条件変更時は書面交付

指針案によると、職業紹介事業者や求人企業が労働条件の明示および募集内容の表示をする際、求職者が従事する業務に固定残業代制度やみなし労働時間制度が適用されている場合、これを明示しなければならない。固定残業代制度とは、名称の如何にかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働・深夜労働に対する割増賃金を定額で支払う制度を指す。明示すべきなのは、①固定残業代にかかわる計算

方法、②固定残業代を除いた基本給の額、③固定残業時間を超えて実施した時間外労働・休日労働・深夜労働分に対応する割増賃金を追加して支払うこと―などとした。計算方法に関しては、固定残業代の算定基礎となる労働時間数とその金額を明らかにする必要がある。求職者が従事する業務の内容を変更・削除・追加する場合は、これらの変更内容が十分理解できる形で求職者に明示しな



ければならない。望ましい方法として、変更内容が対照できる書面を交付したり、変更内容に下線・着色・注記するなどとした。求人企業などは、変更内容の調整が終わった後、求職者が労働契約を締結する前、求職者の双方に明示する必要がある。同指針は、来年1月1日から適用する。



締結するかどうか考える時間を確保するため、可能な限り速やかにそれを明示する。変更理由についての質問があった際は、適切な説明を行うよう求めている。職業紹介事業者の義務として、就職者の早期離職防止に対する配慮が追加された。職業紹介事業者は、その紹介により期間の定めのない労働契約を締結して就職した者に対しては就職日から2年間については転職勧奨してはならないとした。紹介により就職した者が自己都合で早期離職した場合、手数料を減額・返還する返戻金制度の導入も望ましい。返戻金制度に関する事項は、求人企業と求職者の双方に明示する必要がある。

条件の明示および募集内容の表示をする際に明らかにすることが必要となりました。今回の指針改正の背景としては、固定残業代を取り入れている企業は現在多くありますが、固定残業代を支払っていただければそれで大丈夫だと勘違いをして固定残業時間を超過している時間の残業代を支払わない企業があり、残業代を原因とした労働

### 現行 労働条件の明示

- 必ず明示しなければならないこと
- 書類で交付しなければならないこと
- ①契約期間に関すること
- ②期間の定めがある契約を更新する場合の基準に関すること
- ③就業場所、従事する業務に関すること
- ④始業・終業時刻、休憩、休日などに関すること
- ⑤賃金の決定方法、支払時期などに関すること
- ⑥退職に関すること（解雇の事由を含む）
- ⑦昇給に関すること



使用のトラブルが昨今増えてきていることや、求人情報と労働契約時の労働条件通知書では内容が違っている、勤務をしてみると実際は業務内容・給与が求人情報のものとは違っているといった、いわゆる詐欺求人によるトラブルが増えていることではないでしょうか。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。Tel.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。